令和５年度第２回

中標津町地域公共交通活性化協議会

議案

日時：令和５年６月 26 日（月）　１５：００～

場所：中標津町役場　３階　301 会議室

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
（中標津町町民生活部生活課）

報告第１号　　町民意見募集（パブリックコメント）の結果について・・・・・・・・・・1
別紙資料①　中標津町地域公共交通計画（案）【修正該当ページ抜粋】

議案第１号　　令和４年度事業報告及び収支決算報告について・・・・・・・・・・・・・6

議案第２号　　令和５年度事業計画（案）及び収支予算（案）について・・・・・・・・・10
別紙資料②　中標津町地域公共交通計画（案）【施策該当ページ抜粋】

議案第３号　　令和６年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請について・・・・13
別紙資料③　地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金額の推移
別紙資料④　町営バス等利用実績

議案第４号　　部会設置規程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
別紙資料⑤　地域公共交通確保維持改善事業の概要
別紙資料⑥　中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱

報告第１号　町民意見募集（パブリックコメント）の結果について

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見募集結果

◆はじめに

中標津町地域公共交通計画（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】　中標津町地域公共交通計画（案）

パブリックコメント

【募集期間】　令和５年５月２２日（月）～令和５年６月１４日（水）

【意見総数】　１１件（１人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	３件	【電子メール】	１人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	０件	【郵送】	０人
【参考】 今後の参考とするもの	０件	【FAX】	０人
【その他】 意見として伺ったもの	８件	【直接持参】	０人

◆ご意見の概要と町の考え方

ご意見の概要と町の考え方及び最終案は以下のとおりです。

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見の概要と町の考え方（次ページ）

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P20　図2-7の関連計画は、今後「つながる」が進むにつれて増えると思うので、右下に「など」を追加してはどうでしょうか。	1	**【案を付加・修正するもの】** 現時点での関連計画として位置付けており、今後、関連計画が増えた際には、次期計画で整理、また必要によっては現計画を見直すなどの対応を検討します。 図2-7の関連計画の部分に“など”を追記いたします。
P30　図3-9について、観光資源はまだ他にもあると思います。 （中標津町HPに掲載している、武佐岳・標津岳・映画ロケ地・研修センターや、なかしべつ観光協会のHPに掲載している、牧場散策・クテクンの滝・モアン山・夏祭り・冬まつり等）	1	**【案を付加・修正するもの】** ご意見のとおり本町の観光資源は多くありますが、計画には「主な」観光資源として、開陽台や温泉を有する宿泊施設等を記載させていただいております。 図3-9の凡例を“主な観光資源”に修正いたします。
P50、71　表4-7の利用者属性と課題の整理がわかりにくいです。 「交通費補助」の「高校生」が「○（利用可能）」となっているのは中標津農業高校生のみではないでしょうか。 また、「スクールバス」及び「部活動送迎」の「小学生・中学生」が「○（利用可能）」となっているのは、統合した学校区の児童生徒のみだと思います。 これでは、すべての小中学生及び高校生が使えるように読む可能性があります。	1	**【案を付加・修正するもの】** ご意見のとおり、「交通費補助」の「高校生」に該当するのは中標津農業高校生のみで、「スクールバス」及び「部活動送迎」の「小学生・中学生」に該当するのは統合した学校区の、郡部に住む小中学生のみです。 表4-7の内容はそのままとし、それぞれに注釈を入れるように修正いたします。

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P4　表１－1 において、現在、メガソーラー発電所になっているゴルフ場の記載があるが、最新のデータは利用できないのでしょうか。	1	**【意見として伺ったもの】** 表１－1 は国土数値情報（国土交通省）を活用しており、平成 28 年度のデータになります。 公表されている最新のデータになりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
P5　表１－2 の広域バス路線において、中標津―釧路のバスは、JR、バスへ接続する役割も果たしていると思います。	1	**【意見として伺ったもの】** ご意見いただいた役割及び他自治体への生活利用（通院・通学）等を含めて、「広域移動の役割」といった記載で位置づけております。
P6　表１－2、1－3 に関して、「バス路線等では賄い切れない移動ニーズに対応するハイヤーや福祉移送サービス等」として以下のものは含まれないのでしょうか。 1　レンタカー 2　子育て支援課からこども園かぽのが受託しているファミリー・サポート・センター事業「子どもの送迎サポート」 3　シェアサイクル （「MaaS（Mobility as a Survice）」において、国土交通省の開設にはシェアサイクルも含まれていて、町内ではサイクルステーションはやし、中標津観光協会がい実施しているため。） （現在、パブリックコメントを行っている中標津町文化財保存活用地域計画（案）第９章３ページでは、体験の移動手段に「トレイル（徒歩・自動車・車で移動）」と、自転車での移動を想定しています。）	1	**【意見として伺ったもの】** 本計画は生活交通に特化した内容となっていることから、観光要素の強い1、3及び子育て支援事業の一環である2につきましては、ご指摘の「バス路線等では賄い切れない移動ニーズに対応するハイヤーや福祉移送サービス等」には含んでおりません。 ただし、それぞれにつきましては人の移動手段、移動サービスとして、本計画に係る事業等を検討する際には、関連していく可能性があるものだと認識しております。

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P45　「主な交通結節点」として、交通センターにて都市間バス「オーロラ号」に乗車できないことは課題だと思います。 （現在はトーヨーグランドホテルで乗車） 　交通センターからトーヨーグランドホテルまで 1.7Km、徒歩で 22 分あります。	1	**【意見として伺ったもの】** 　ご意見のあった都市間バスの「オーロラ号」だけではなく、町内を運行するバス路線に関する交通結節点については、本計画のP77 に記載のあります、施策⑥「各種公共交通の接続性の確保」の中で引き続きバス事業者等と検討してまいります。
P50、71　中標津高校においては、市街地にあるにもかかわらず、町内郡部から家族が高校まで送ることができず、市街地の寮で暮らす生徒たちがいます。 　また、中標津高校に周辺町から通っている生徒が、下校時のバス時間によって活動が制限される声があり、その不便さが周辺町の少子化にも関わってくると考えます。	1	**【意見として伺ったもの】** 　町内郡部については、広く、市街地までどのような輸送手段が良いか、本計画を基に検討していくことになります。 　下校に関するバスにつきましては、部活動の有無や終了時間帯によって下校時間が異なるため、限られた交通リソースの中では全てに対応することは非常に難しいのが現状です。 　町としても、登下校に関するバスについては、必要最低限のものは維持確保できるよう、取り組んでまいります。
P50、71　今後中学校では部活動の地域移行を進めることになっており、町教委でも今年度から検討を進めることになっています。 　青森県むつ市での、部活動の生徒をバスで送迎する例もあるため、スクールバスの活用については、町教委と連携しながら、より広い活用の検討を期待します。	1	**【意見として伺ったもの】** 　これらの件については、今後も教育委員会と連携を図ってまいります。
P65～67　関連計画の重点が、基本的な方針と目標では弱まってしまっているところが見受けられます。 　少子化対策は、第２期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、 基本目標 1：多様なつながりで活性化するまち 基本目標 2：結婚し子どもを産み育てたいと思えるまち	1	**【意見として伺ったもの】** 　基本方針・目標の記載内容については、上位計画・関連計画の内容及び現状の重点課題を踏まえた上で、本町として生活交通に特化した内容となっており、「町内バス路線の見直し」を軸に記載しております。 　この路線の見直しにつきましては、第２期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標３の主要施策にある、

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
基本目標 3：愛着を持ち、住みたくなる、戻ってきたくなるまち を挙げていますが、子ども対策への記述が少ないです。 　過去、中学生議会では「土日のバスがなくて遊びに出かけにくい」という意見がありました。幼稚園ではバスに乗る体験があり、バス無料の日もあることから、自動車免許を持たない子どもたちに対する取り組みも検討に入れておいてはと思います。		・効率的な地域交通の促進 ・少子高齢化を見据えた地域交通のあり方検討等 に関連するものになるかと思います。 　また、子どもたちのご意見やバス乗車体験については、各路線の見直しや目標iv「公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開」の中で、引き続き検討してまいります。
P75　基本的な方針と目標において、第７期中標津町総合計画の基本理念に掲げている、 ・そとの人と「つながる」まち ・まわりの自治体と「つながる」まち が「観光資源へのアクセスなどについても併せて検討します。」程度で、交流人口、関係人口への記述が弱まっています。 　町で一番の観光名所である開陽台までの公共交通機関がありません。 　ひがし北海道エクスプレスバスや知床ねむろ北太平洋シーニックバイウェイなどもありますし、記載しておいたほうが良いと思います。	1	**【意見として伺ったもの】** 　本計画の基本方針及び目標においては、前述のとおり生活交通に特化した内容となっておりますが、観光地における交通手段等は、施策④「デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用」に記載のあるよう、活用可能なリソースが生じた際に検討していくことになります。 　開陽台までの公共交通機関につきましては、現状、開陽台の所要時間を考慮した便数（車両・運転手を含む）を確保することは難しく、交通空白地である郡部地域の足を確保するための町営バスが優先されている状況です。 　また、本計画は生活交通に特化した内容としていることから、ひがし北海道エクスプレスバスなどの「観光バス」については、人の移動手段・移動サービスとしては認識しておりますが、本計画には位置づけておりません。 　「観光バス」等、観光事業に係る人の移動については、本計画に係る事業等を検討する際に、関連する可能性があるものだと認識しております。

議案第１号　令和４年度事業報告及び収支決算報告について

令和４年度事業報告

１　会議の開催

（１）第１回（書面開催）

日時　令和４年４月 25 日（月）

議題　・協議会委員について
・役員の選出について
・規約等について
・年間のスケジュールについて
・国庫補助の活用及び申請について

（２）第２回

日時　令和４年５月 30 日（水）

場所　中標津町総合文化会館　１階　コミュニティホール

議題　・協議会予算について
・協議会発注の委託契約について
・令和５年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請について
・中標津市内線（市内循環線）のダイヤ改正について

（３）第３回

日時　令和４年７月８日（月）

場所　中標津町役場　３階　301 会議室

議題　・中標津市内線（市内循環線）のダイヤ改正について
・中標津町が実施する各種調査について
・交通センター及び空港における掲示物の改善について【報告】

（４）第４回（書面開催）

日時　令和４年８月 22 日（月）～８月 26 日（金）

議題　・自家用有償旅客運送に係る登録の更新について

（５）第５回

日時　令和４年 12 月 15 日（木）

場所　中標津町総合文化会館　１階　コミュニティホール

議題　・今年度実施した各種調査結果の報告【報告】
・中標津町地域公共交通計画策定に向けた整理
・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価

（6）第6回

日時　令和5年3月2日（木）

場所　中標津町役場　3階　301会議室

議題　・中標津町地域公共交通計画（案）について

2　その他

（1）町民ニーズ把握調査（アンケート調査）

日時　令和4年9月8日（木）～10月11日（水）

概要　・本町に居住する1,970世帯を無作為で抽出し、1世帯2票配布

・回収数：646世帯／1,970世帯（32.8％）　※909票回収

・調査結果については、交通計画内で整理

中標津町地域公共交通活性化協議会　令和４年度収支決算報告書

（単位　円）

歳　入　予　算				
科目	当初予算額	決算額	比較	備考
負担金	1,425,200	1,425,200	0	町負担金
国庫補助金	355,800	355,800	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）
繰越金	0	0	0	
雑入	0	11	11	決算利息
合計	1,781,000	1,781,011	11	

（単位　円）

歳　出　予　算				
科目	当初予算額	決算額	比較	備考
会議費	55,000	28,900	△ 26,100	費用弁償　28,900円
事務費	0	0	0	
事業費	1,726,000	1,727,741	1,741	委託料　1,375,000円 その他調査費用等　352,741円
予備費	0	0	0	
合計	1,781,000	1,756,641	△ 24,359	

差引残高　（収入）1,781,011 －（支出）1,756,641 ＝ 24,370円　を次年度へ繰越

監 査 報 告 書

令和４年度収支決算報告書により、帳簿その他関係書類について監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和５年６月 19 日

監　事　　舘　下　　雅　志

監　事　　二　瓶　　隆　司

議案第２号　令和５年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和５年度事業計画（案）

１　会議の開催

（１）第１回（書面開催）

日時　令和５年４月 21 日（金）～５月 10 日（水）

議題　・中標津町地域公共交通計画（案）について

（２）第２回

日時　令和５年６月 26 日（月）

場所　中標津町役場　３階　301 会議室

議題　・町民意見募集（パブリックコメント）の結果について【報告】

・令和４年度事業報告及び収支決算報告

・令和５年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

・令和６年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請について

・部会設置規程について

（３）第３回

日時　10 月ごろ

議題　・令和５年度実施事業に関する情報共有・協議　等

（４）第４回（書面を予定）

日時　12 月ごろ

議題　・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価　等

（５）第５回

日時　令和６年２月ごろ

議題　・令和５年度事業の評価

・令和６年度事業に関する実施方針の協議　等

※会議の開催回数、開催方法（対面、書面）、議題の内容は、事業の進捗状況により変更となる場合があります。

２　交通計画に掲載している各施策

次ページ表のとおり

目標ⅰ：中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

施策①：中標津市内線の利便性向上に向けた見直し

実施内容…見直し内容の検討
実施主体…中標津町、バス事業者　など

施策②：市街地内における移動機会の確保に関する方策の検討・導入

実施内容…代替移動支援策の内容検討、スキーム作成
実施主体…中標津町、ハイヤー事業者　など

目標ⅱ：自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

施策③：デマンド型交通への見直し

実施内容…運行内容の検討
実施主体…中標津町、ハイヤー事業者　など

施策④：デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用

実施内容…交通事業者との協議、庁内調整
実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など

目標ⅲ：市街地－計根別地区間における下校便等の確保

施策⑤：市街地－計根別地区間における下校便の運行

実施内容…交通事業者との協議、運行内容の検討
実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など

施策⑥：各種公共交通の接続性の確保

実施内容…各種公共交通間における接続性を確保した時刻設定の検討・実施
接続拠点における案内機能強化
実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など

目標ⅳ：公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

施策⑦：各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施

該当なし（令和６年度から公共交通マップの作成・提供の検討を開始）

施策⑧：中標津町交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施

実施内容…GTFS データの更新もしくは作成、バスロケーションシステムの構築検討
実施主体…中標津町、バス事業者　など

施策⑨：持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化

実施内容…公共交通施策の実施・推進状況の評価・検証
実施主体…中標津町地域公共交通活性化協議会

中標津町地域公共交通活性化協議会　令和５年度収支予算（案）

（単位　円）

歳　入　予　算				
科目	当初予算額	前年度予算額	比較	備考
負担金	0	1,425,200	△ 1,425,200	
国庫補助金	0	355,800	△ 355,800	
繰越金	24,370	0	24,370	
雑入	630	11	619	決算利息
合計	25,000	1,781,011	△ 1,756,011	

（単位　円）

歳　出　予　算				
科目	当初予算額	前年度予算額	比較	備考
会議費	0	55,000	△ 55,000	今年度から費用弁償は町から支給
事務費	25,000	0	25,000	カード立て等事務用品購入検討
事業費	0	1,726,000	△ 1,726,000	
予備費	0	0	0	
合計	25,000	1,781,000	△ 1,756,000	

様式第１－６（日本産業規格Ａ列４番）

令和５年６月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　中標津町地域公共交通活性化協議会
住　　所　北海道標津郡中標津町丸山２丁目22番地
代表者氏名　会長　　遠　藤　俊　勝

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和　５年　６月　　日

（名称）中標津町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
中標津町生活交通確保維持改善計画
１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
中標津町の公共交通は、バス事業者が運行する「中標津市内線」や他自治体との当町を結ぶ「標津西春別線」、「中標津線」、「釧路羅臼線」などの幹線系統に加え、町がハイヤー事業者に委託し運行する「町営バス路線（俣落線・武佐線・養老牛線）」があり、町内における日常生活の移動や広域的な移動の手段となっている。 しかし、人口減少やモータリゼーションなどから、公共交通の利用者は低迷しており、赤字運行による町負担の増加をはじめ様々な課題が生じている。 例えば、市街地を運行する「中標津市内線」は、住宅地の拡大や郊外部における大型商業施設の立地に伴い路線ではカバーできない交通空白地域が発生しており、「町営バス路線」は郡部と市街地を結ぶ路線であるが、１便当たりの利用者数が少なく、便によっては無乗車と非効率的な運行を強いられている。 このような状況の中、主な利用者となる高齢者や免許返納者、学生などの交通弱者の利用実態に合った公共交通を将来にわたって維持・確保する、また、交通空白地域と中心市街地のアクセスを確保し交流人口拡大の促進及び地域の活性化を図るためには、現状の公共交通体系を維持し移動手段を確保しつつも、路線の見直しや新しい交通システムの検討を行うなど、中標津町に合った公共交通体系を構築することが必要となる このため、地域公共交通確保維持改善事業により、中標津町内における生活交通手段を維持・確保し、また、地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。
２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
運行の効果率　１便当たりの利用者数　２．０人以上を目標とする。 【町有バス（俣落線・武佐線）】 ・年間バス利用者数　【R3.10～R4.9】　6,781 人　（6,118 人） ・１便当たり利用者数【R3.10～R4.9】　2.12 人/便　（1.9 人/便） ・収支率　約 6%　（約 6%） ※（　）＝前年度
（２）事業の効果
中標津町における公共交通を維持することにより、高齢者等の買い物・通院、通学等の日常生活に係る移動手段として確保することができる。 また、地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（中標津町、事業者、協議会） ・各種公共交通の接続性の確保（中標津町、事業者） ・運行情報の適切な情報提供の実施（中標津町） ・ターミナルにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施（中標津町）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表１」を添付。
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
中標津町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
中標津町
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
活性化法法定協議会が補助対象ではないため記載なし
８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
21. 協議会の開催状況と主な議論
令和４年 ５月 30 日　地域内フィーダー系統確保計画 中標津市内線のダイヤ改正　等 令和４年 ７月 ８日　中標津市内線のダイヤ改正 令和４年度実施調査の説明　等 令和４年 ８月 22 日　自家用有償旅客運送に係る登録の更新 （書面開催） 令和４年 12 月 15 日　令和４年度実施調査の結果報告 交通計画策定へ向けた整理 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価　等 令和５年 ３月 ２日　中標津町地域公共交通計画（案） 令和５年 ４月 21 日　中標津町地域公共交通計画（案） （書面開催） 令和５年 ６月 26 日　令和５年度事業計画 地域内フィーダー系統確保委計画　等
22. 利用者等の意見の反映状況
各種団体から利用者及び住民の代表として協議会委員を選出しており、協議会での議論を反映した計画としている。

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道根室振興局
関係市区町村	中標津町（町民生活部、経済部、建設水道部、教育委員会）
交通事業者・交通施設管理者等	日東交通株式会社、株式会社北都ハイヤー、株式会社旭観光バス、阿寒バス株式会社、私鉄総連阿寒バス支部、根室交通株式会社、私鉄総連根室交通支部
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局
その他協議会が必要と認める者	中標津町全町内連合会、武佐地区連合会、俣落連合会、養老牛町内連合会、計根別町内連合会、中標津町商工会、なかしべつ観光協会、中標津町社会福祉協議会、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所、北海道釧路方面中標津警察署

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）北海道標津郡中標津町丸山２丁目 22 番地
（所　属）町民生活部　生活課　交通町民相談係
（氏　名）主事　山田　公平
（電　話）0153-73-3111（内線 221）
（e-mail）choumin@town.nakashibetsu.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地営業区域	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
中標津町	中標津町	(1) 俣落線①	中標津町交通センター	りんどう園、俣落、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　48.2km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①	地域間幹線系統「標津西春別」「中標津線」「釧路羅臼線」の中標津町交通センターとバス停留所接続	③
		(2) 俣落線②	中標津町交通センター	りんどう園、俣落、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　48.6km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(3) 俣落線③	中標津町交通センター	りんどう園、俣落、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　48.1km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(4) 俣落線④	中標津町交通センター	りんどう園、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　16.8km	293 日	879.0 回		路線定期運行	①		③
		(5) 武佐線①	中標津町交通センター	まこと、武佐、開陽、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　53.7km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(6) 武佐線②	中標津町交通センター	まこと、武佐、開陽、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　49.1km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(7) 武佐線③	中標津町交通センター	まこと、病院	中標津町交通センター	往（循環） 復　15.5km	293 日	879.0 回		路線定期運行	①		③
						往　km 復　km	日	回					
						往　km 復　km	日	回					
						往　km 復　km	日	回					

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中標津町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	13,715
交通不便地域	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
中標津町地域公共交通計画	令和5年6月	令和5年度

（１）記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表７（ハ②（１））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表７（ハ②（２）（実施要領の２．（１）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表７リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表７（ハ②（１））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

６．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（２）添付書類

１．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行回数・実車走行キロ算定表①

*1 運行回数は、往復1回、片道0.5回
ただし、循環系統は1運行1回
*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

運行系統	俱落線①

1日当たり運行回数						
1.0	計画運行日数 C	293	実績運行日数 H		運休回数 (い)−(ろ)=(は)	
	計画運行回数(い) D 又は G	293.0	実績運行回数(ろ) K	293.0	やむを得ない運休回数(に) I	
	計画実車走行キロ E	14,122.6	実績実車走行キロ N	14,122.6	運行割合(ろ+に)/(い)=(ほ)	100.00

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
5年 10月	月～土	往		25	25.0								25.0				
		復															
		循	48.2	1		1,205.0										1,205.0	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				25	25.0	1,205.0							25.0			1,205.0	

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
5年 11月	月～土	往		24	24.0								24.0				
		復															
		循	48.2	1		1,156.8										1,156.8	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				24	24.0	1,156.8							24.0			1,156.8	

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
5年 12月	月～土	往		26	26.0								26.0				１２月３１日（日）は運休
		復															
		循	48.2	1		1,253.2										1,253.2	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				26	26.0	1,253.2							26.0			1,253.2	

運行回数・実車走行キロ算定表①

*1 運行回数は、往復1回、片道0.5回
ただし、循環系統は1運行1回
*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

運行系統	俱落線①

1日当たり運行回数	計画運行日数 C	293	実績運行日数 H		運休回数 (い)−(ろ)=(は)	
	計画運行回数(い) D 又は G	293.0	実績運行回数(ろ) K	293.0	やむを得ない運休回数(に) I	
1.0	計画実車走行キロ E	14,122.6	実績実車走行キロ N	14,122.6	運行割合(ろ+に)/(い)=(ほ)	100.00

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 1月	月～土	往			21	21.0								21.0				1月2日(火)～5日(金)は運休
		復																
		循	48.2	1			1,012.2										1,012.2	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					21	21.0	1,012.2							21.0			1,012.2	

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 2月	月～土	往			23	23.0								23.0				
		復																
		循	48.2	1			1,108.6										1,108.6	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					23	23.0	1,108.6							23.0			1,108.6	

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 3月	月～土	往			25	25.0								25.0				
		復																
		循	48.2	1			1,205.0										1,205.0	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					25	25.0	1,205.0							25.0			1,205.0	

運行回数・実車走行キロ算定表①

*1 運行回数は、往復1回、片道0.5回
ただし、循環系統は1運行1回
*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

運行系統	俱落線①

1日当たり運行回数	計画運行日数 C	293	実績運行日数 H		運休回数 (い)−(ろ)=(は)	
	計画運行回数(い) D 又は G	293.0	実績運行回数(ろ) K	293.0	やむを得ない運休回数(に) I	
1.0	計画実車走行キロ E	14,122.6	実績実車走行キロ N	14,122.6	運行割合(ろ+に)/(い)=(ほ)	100.00

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 4月	月～土	往			25	25.0								25.0				
		復																
		循	48.2	1			1,205.0										1,205.0	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					25	25.0	1,205.0							25.0			1,205.0	

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 5月	月～土	往			24	24.0								24.0				
		復																
		循	48.2	1			1,156.8										1,156.8	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					24	24.0	1,156.8							24.0			1,156.8	

年月	曜日区分		片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整(路線不定期のみ) 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休(−) J	実績 運行回数*1 運休(−) 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考(調整、増便、運休回数の理由等)
6年 6月	月～土	往			25	25.0								25.0				
		復																
		循	48.2	1			1,205.0										1,205.0	
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
		往																
		復																
		循																
小計					25	25.0	1,205.0							25.0			1,205.0	

運行回数・実車走行キロ算定表①

*1 運行回数は、往復1回、片道0.5回
ただし、循環系統は1運行1回
*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの

運行系統	俱落線①

1日当たり運行回数			
	計画運行日数 C	293	実績運行日数 H	
	計画運行回数（い） D 又は G	293.0	実績運行回数（ろ） K	293.0
1.0	計画実車走行キロ E	14,122.6	実績実車走行キロ N	14,122.6

運休回数 （い）－（ろ）＝（は）	
やむを得ない運休回数（に） I	
運行割合（ろ+に）／（い）＝（ほ）	100.00

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整（路線不定期のみ） 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休（－） J	実績 運行回数*1 運休（－） 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考（調整、増便、運休回数の理由等）
6年 7月	月～土	往		26	26.0								26.0				
		復															
		循	48.2			1,253.2										1,253.2	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				26	26.0	1,253.2							26.0			1,253.2	

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整（路線不定期のみ） 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休（－） J	実績 運行回数*1 運休（－） 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考（調整、増便、運休回数の理由等）
6年 8月	月～土	往		26	26.0								26.0				
		復															
		循	48.2			1,253.2										1,253.2	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				26	26.0	1,253.2							26.0			1,253.2	

年月	曜日区分	片道・循環系統キロ A	片道・循環回数 B	計画 運行日数 C	計画 運行回数*1 B×C=D	計画 実車走行km A×B×C=E	計画 調整（路線不定期のみ） 調整% F	計画 運行回数 G	実績 運行日数 H	実績 運行回数*1 増便 I	実績 運行回数*1 運休（－） J	実績 運行回数*1 運休（－） 天災*2 I	実績 D+I+J= K	実績 実車走行キロ 増 L	実績 実車走行キロ 減 M	実績 E+L+M= N	備考（調整、増便、運休回数の理由等）
6年 9月	月～土	往		23	23.0								23.0				
		復															
		循	48.2			1,108.6										1,108.6	
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
		往															
		復															
		循															
小計				23	23.0	1,108.6							23.0			1,108.6	
合計				293	293.0	14,122.6							293.0			14,122.6	

中標津町営バス俣落線時刻表

令和２年１０月１日改正

停留所名	①	②	③	④	⑤	⑥	備考
交通センター				１２：２０	１４：００	１６：３６	
中標津高校前				１２：２３	１４：０３	１６：３９	
町立病院前				１２：２５	１４：０５	１６：４１	
東武ｻｳｽﾋﾙｽﾞ前				１２：２６	１４：０６	１６：４２	
桜ヶ丘東２条				１２：２９	１４：０９	１６：４５	
交通センター	６：１９	７：３８	８：５８	１２：３２	１４：１２	１６：４８	
ほくでん前	６：２２	７：４１	９：０１	１２：３５	１４：１５	１６：５１	
役場		７：４３	９：０３	１２：３７	１４：１７	１６：５３	
丸山公園前	６：２５	７：４４	９：０４	１２：３８	１４：１８	１６：５４	
中学校前	６：２６	７：４５	９：０５	１２：３９	１４：１９	１６：５５	
西町公住	６：２８	７：４７	９：０７	１２：４１	１４：２１	１６：５７	自由乗降区間
りんどう園	６：３３	７：５２	９：１２	１２：４６	１４：２６	１７：０２	自由乗降区間
俣落保育所前	６：３９			１２：５２		１７：０８	自由乗降区間
新生	６：４８			１３：０１			自由乗降区間
群馬	６：５１			１３：０４			自由乗降区間
北光	６：５４			１３：０７			自由乗降区間
３９線１４号				１３：１１			自由乗降区間
３５線１９号	６：５７						自由乗降区間
３４線１４号	７：０１			１３：１５		１７：１３	自由乗降区間
３５線１９号						１７：１７	自由乗降区間
北光						１７：２０	自由乗降区間
群馬						１７：２３	自由乗降区間
新生						１７：２６	自由乗降区間
俣落保育所前	７：０６			１３：２０		１７：３５	自由乗降区間
りんどう園	７：１２			１３：２６		１７：４１	自由乗降区間
川西	７：１５	７：５５	９：１５	１３：２９	１４：２９	１７：４４	自由乗降区間
川西会館入口	７：１６	７：５６	９：１６	１３：３０	１４：３０	１７：４５	自由乗降区間
西町公住	７：１７	７：５７	９：１７	１３：３１	１４：３１	１７：４６	自由乗降区間
中学校前	７：１９	７：５９	９：１９	１３：３３	１４：３３	１７：４８	
丸山公園前	７：２０	８：００	９：２０	１３：３４	１４：３４	１７：４９	
役場		８：０３	９：２３	１３：３７	１４：３７	１７：５２	
ほくでん前	７：２３	８：０５	９：２５	１３：３９	１４：３９	１７：５４	
交通センター	７：２５	８：０７	９：２７	１３：４１	１４：４１	１７：５６	
中標津高校前	７：２８	８：１０	９：３０				
町立病院前	７：３０	８：１２	９：３２				
東武ｻｳｽﾋﾙｽﾞ前	７：３１	８：１３	９：３３				
桜ヶ丘東２条	７：３４	８：１６	９：３６				
交通センター	７：３７	８：１９	９：３９				

・日曜日、祝日、12/31～1/5は運休です。
・土曜日は終日『役場』には停車しません。

中標津町営バス武佐線時刻表

令和２年１０月１日改正

停留所名	①	②	③	④	⑤	備　考
交通センター			１１：３０	１３：４３	１５：３０	
中標津高校前			１１：３３	１３：４６	１５：３３	
町立病院前			１１：３５	１３：４８	１５：３５	
東武ｻｳｽﾋﾙｽﾞ前			１１：３６	１３：４９	１５：３６	
中標津高校前			１１：３８	１３：５１	１５：３８	
交通センター	６：３１		１１：４１	１３：５４	１５：４１	
河亭前	６：３３		１１：４３	１３：５６	１５：４３	
丸山公園前	６：３５		１１：４５	１３：５８	１５：４５	
役場				１４：０１		
川沿通東１９条				１４：０４		
明生				１４：０９		
北方産業前				１４：１０		
まこと				１４：１２		自由乗降区間
自動車学校前	６：３６					自由乗降区間
空港分岐	６：３７					自由乗降区間
１９線１１号	６：４５			１４：２０		自由乗降区間
俵橋高台	６：５２			１４：２７		自由乗降区間
上武佐市街	６：５７			１４：３２		自由乗降区間
中央武佐市街	７：０１			１４：３６		自由乗降区間
登山口前	７：０６			１４：４１		自由乗降区間
開陽市街	７：１３			１４：４８		自由乗降区間
空港分岐	７：１９			１４：５４		自由乗降区間
自動車学校前	７：２０			１４：５５		自由乗降区間
丸山公園前	７：２１					
河亭前	７：２３					
交通センター	７：２５	９：０７				
河亭前	７：２７	９：０９				
丸山公園前	７：２９	９：１１				
役場		９：１４	１１：４８		１５：４８	
川沿通東１９条	７：３２	９：１７	１１：５１		１５：５１	
明生	７：３７	９：２２	１１：５６		１５：５６	
北方産業前	７：３８	９：２３	１１：５７		１５：５７	
まこと	７：４０	９：２５	１１：５９		１５：５９	
川沿通東１９条	７：４２	９：２７	１２：０１		１６：０１	
役場	７：４５	９：３０	１２：０４	１４：５７	１６：０４	
丸山公園前	７：４６	９：３１	１２：０５	１４：５８	１６：０５	
河亭前	７：４８	９：３３	１２：０７	１５：００	１６：０７	
交通センター	７：５０	９：３５	１２：０９	１５：０２	１６：０９	
中標津高校前	７：５３	９：３８				
町立病院前	７：５５	９：４０				
東武ｻｳｽﾋﾙｽﾞ前	７：５６	９：４１				
中標津高校前	７：５８	９：４３				
交通センター	８：０１	９：４６				

・日曜日、祝日、12/31～1/5は運休となります。
・土曜日は終日『役場』には停車しません。

町有バスおよび代替バス路線

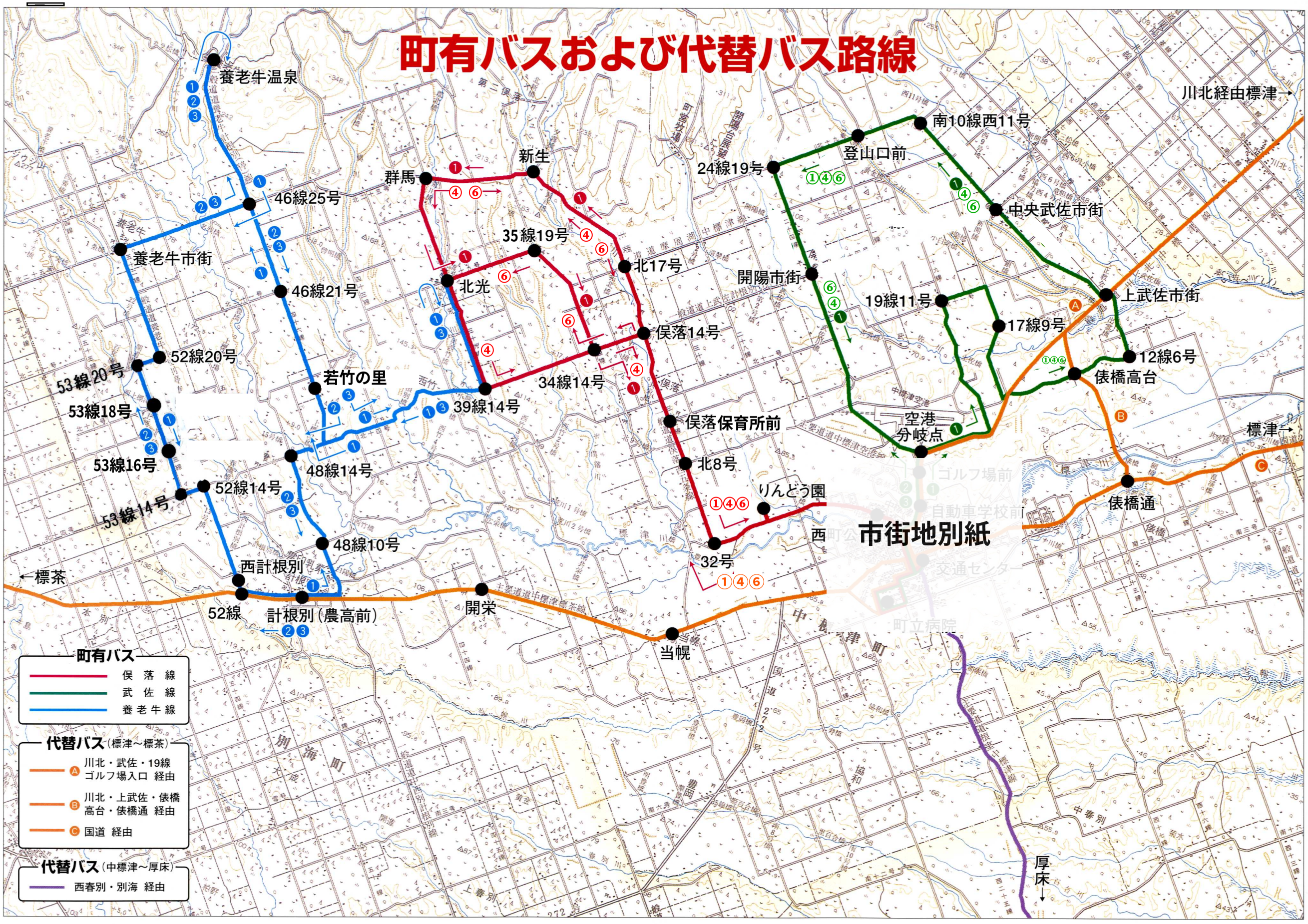

中標津町営バス（俣落線）路線図

平成２６年１０月１日改定

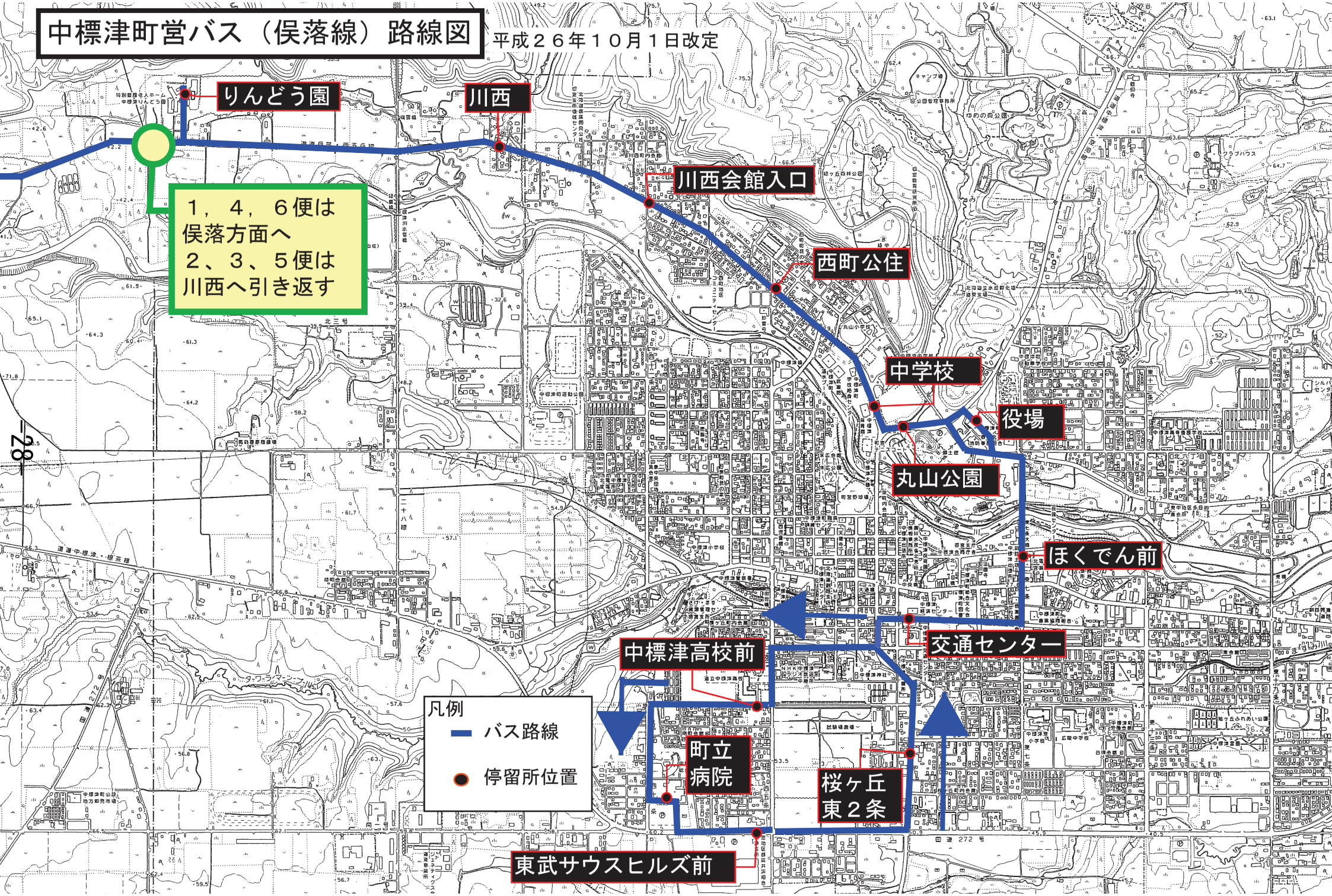

中標津町営バス（武佐線）路線図

平成２６年１０月１日改定

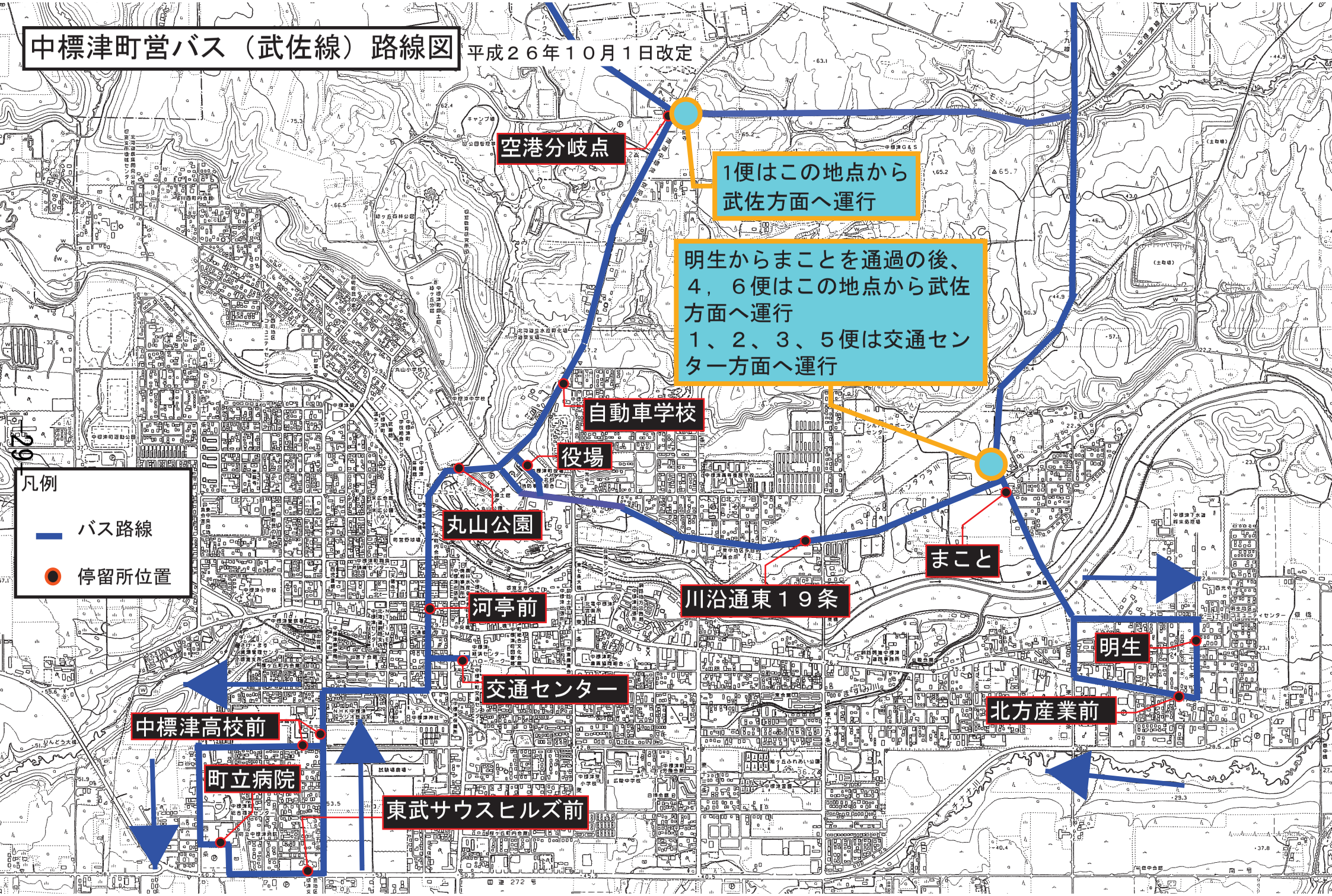

地理院地図
GSI Maps

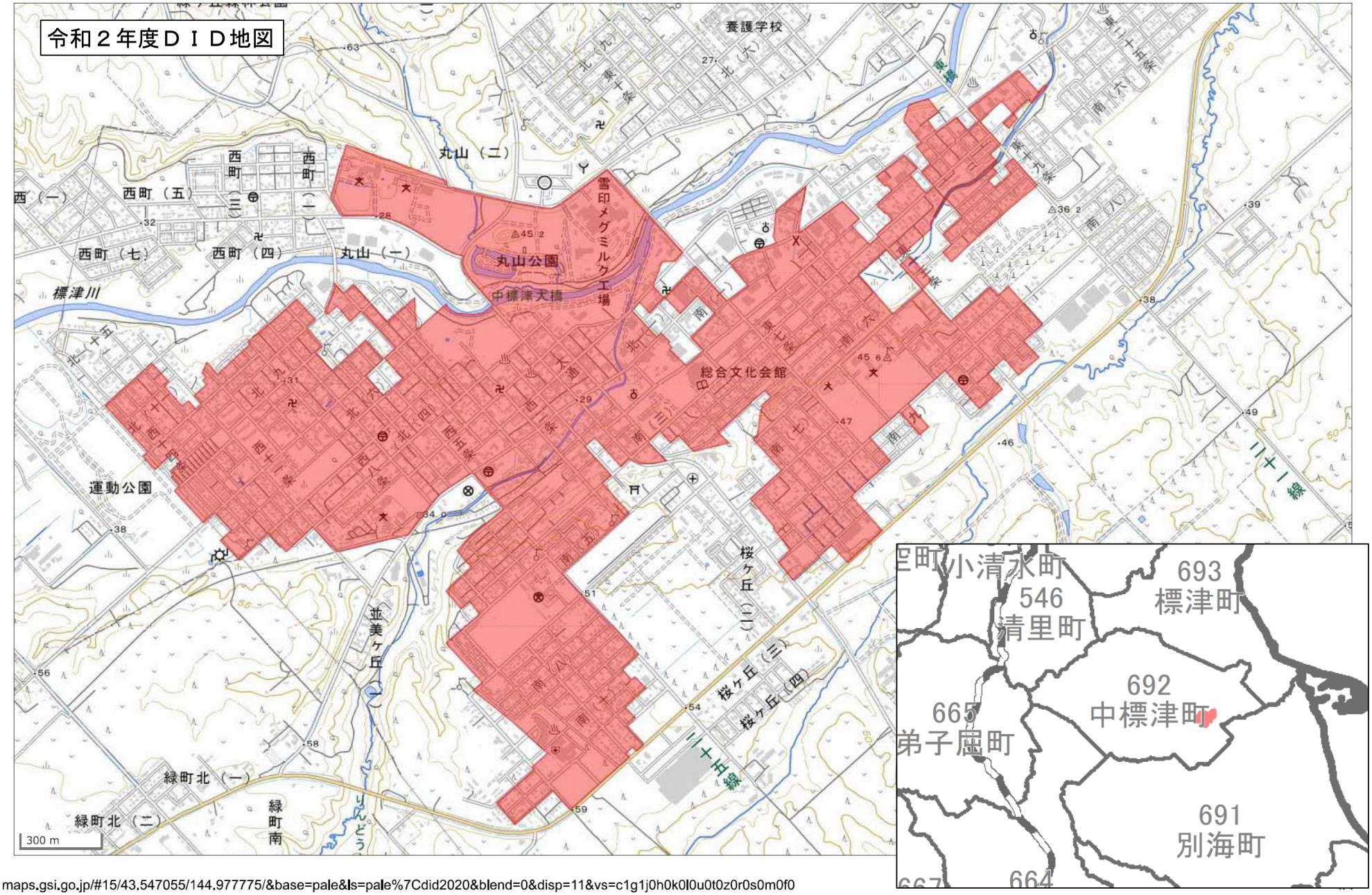

maps.gsi.go.jp/#15/43.547055/144.977775/&base=pale&ls=pale%7Cdid2020&blend=0&disp=11&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0

議案第４号　部会設置規程について

部会設置の経緯等

１　経緯

・日東交通株式会社にて、国の補助事業※を活用した福祉タクシー車両の導入を要望
　※国の補助事業：地域公共交通確保維持改善事業
　　－地域公共交通バリア解消促進等事業
　　－バリアフリー化設備等整備事業
・交付申請に当たっては「生活交通改善事業計画」が必要
（議案第２号における申請資料と類似するもの）
・本計画は、次の者から構成される協議会等にて、策定するものとなる
　①関係する都道府県又は市区町村
　②関係する交通事業者又は交通施設管理者等
　③地方運輸局
　④その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
・このことから、本協議会では部会を設立し、部会内で「生活交通改善事業計画」を策定することを検討
・部会については設置の規程がなかったため、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱第８条第２項に基づき、制定を検討

２　部会設置規程

次ページ（案）のとおり

３　今後の進行

・委員を次の者から構成することを検討（釧路運輸支局と協議が必要）
　①中標津町
　②釧根地区ハイヤー協会
　③釧路運輸支局
　④全町内会連合会、社会福祉協議会
・会議は年度内に２回の実施予定（書面開催も想定）
　１回目…「生活交通改善事業計画」の策定
　２回目…事業評価

（案）

中標津町地域公共交通活性化協議会部会設置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第８条第２項の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　部会は、要綱第２条の各号に掲げる事項で中標津町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、調査、検討等を行なうものとする。

（組織の構成及び任期）

第３条　部会員は、前条に掲げる事由が発生する度に、会長が指名する者で構成し、任期はその事由が消滅するまでの期間とする。

（部会長）

第４条　部会に部会長を１名置き、部会員の中から会長が指名する。

２　部会長は、部会を代表し会務を処理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が書けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

２　会議は、部会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

４　会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることができる。

５　部会長が特に必要と認めた場合、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

６　会議の案件について部会長が軽微な事案と判断した場合又は部会員の招集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

（報告）

第６条　部会長は、必要に応じて部会の結果を協議会に報告する。

（庶務）

第７条　部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。

２−５ 関係法令及び上位・関連計画の整理から見える本計画の位置づけ

５−（１） 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画や関連計画との整合性や連携を図った内容とし、本町の公共交通網施策の方向性を示す計画として策定します。

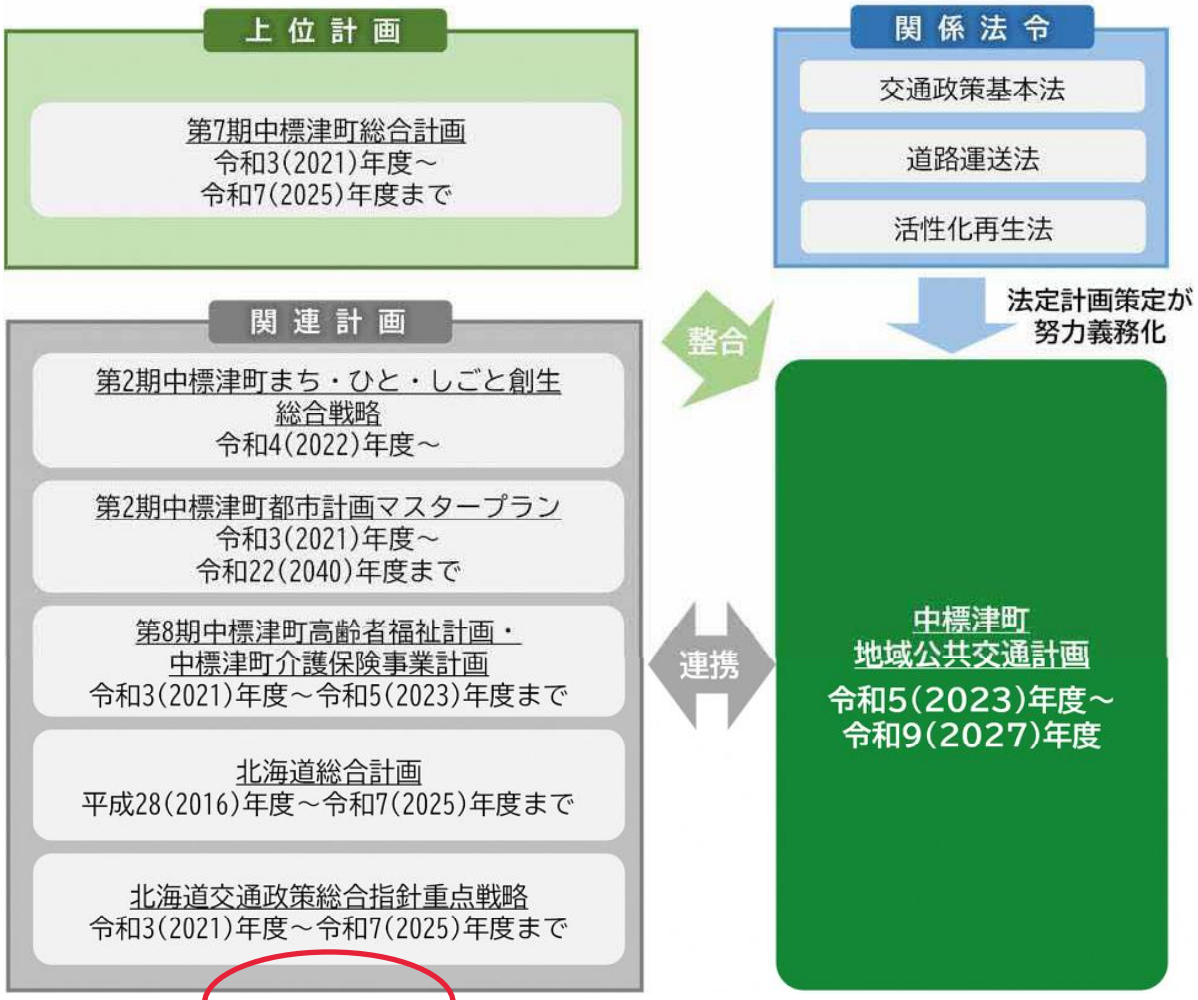

図　２−７　中標津町地域公共交通計画の位置づけ

4-（4） 観光資源

本町の観光資源としては、広大で豊かな自然環境をはじめ、山と渓流に抱かれた魅力ある温泉を有する宿泊施設などがあり、中標津市街地から 10 分の距離に中標津空港があることから、本町は根室管内における観光拠点としての役割も有しています。

一方で、観光資源までのアクセス交通としては、自動車による移動が主であり、中標津市内線や町営バスを活用した移動は不便な状況です。

このようなことから、町民をはじめ、観光関係者からも公共交通の改善要望が挙がっています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町への来訪者は大きく減少していますが、アフターコロナを見据え、町内交通の見直しを併せて観光交通についても検討を進める必要があります。

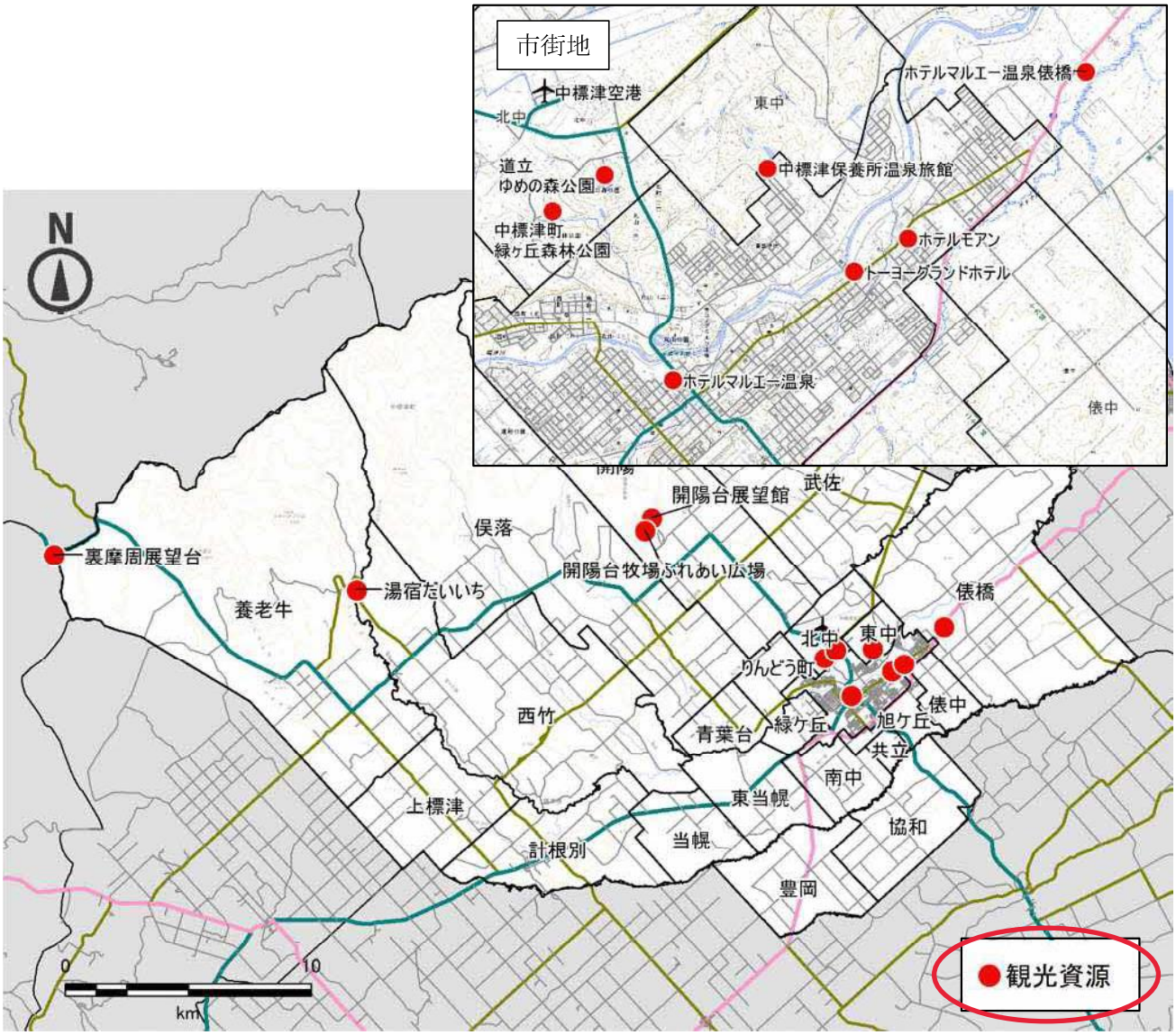

出典；地理院地図（国土地理院）

図 3-9　観光資源の位置図

■課題

・町内交通の見直しと併せた観光交通の確保方策の検討

・住民要望を踏まえた運行時間帯の変更

関係者ヒアリングから、町内を運行する公共交通・移動支援策と利用者属性の関係性について整理したところ、町内を運行する公共交通・移動支援策で基本的な生活移動については賄えていることが分かりました。

一方で、高齢者や高校生、来訪者、要支援といった利用者属性については、各種課題を有しており、特に高齢者や高校生においては、日常的な生活移動（買い物や通院、通学）を支える移動支援の検討が急務となっています。

表　4-7　利用者属性と課題の整理

	一般	高齢者	小学生 中学生	高校生	来訪者	要支援	要介護・ 歩行困難	特定疾患
中標津市内線 ・町営バス路線	○	○	○	○	○	○	×	○
広域バス路線 （町外への移動）	○	○	○	○	○	○	×	○
ハイヤー	○	○	○	○	○	○	×	○
スクールバス	×	×	○	×	×	×	×	×
部活動送迎	×	×	○	×	×	×	×	×
施設送迎	×	×	×	×	×	×	×	×
福祉移送 サービス	×	×	×	×	×	×	○	×
バス貸切事業	○	○	×	×	○	×	×	×
交通費補助	×	×	×	○	×	×	×	○
課題	・公共交通利用が著しく低い	・移動支援の拡充が求められている	－	・通学時間帯において、広域バス路線に乗り切れないなどの問題が発生	・観光資源へのアクセス不足 ・中標津空港からの入込が少ない	・介護予防事業に参加するための移動手段の不足	－	－

○：利用可能、×：利用困難あるいは利用不可

第８章 公共交通施策・事業及びその実施主体、事業スケジュール

各目標に紐づく公共交通施策、実施主体、実施エリア及び事業実施年度を以下に示します。

８－１ 目標ｉに紐づく公共交通施策

目標ｉ：　中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通施策①	中標津市内線の利便性向上に向けた見直し	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
		●			

施策実施内容

・阿寒バス㈱が運行する中標津市内線は、今後も本町からの必要な支援や北海道の広域生活交通路線維持費補助を受けながら運行継続を行う一方で、令和４年度に実施した乗降調査では利用が著しく少ない地域・バス停の存在、町民意見交換会での所要時間を短くしてほしいという要望など、課題や求められるニーズが浮き彫りになりました。

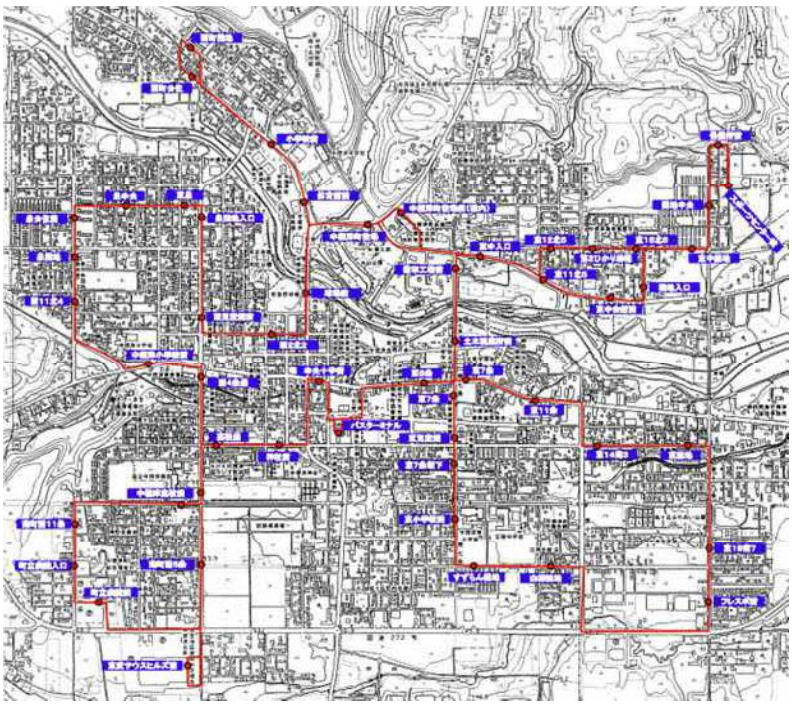

図　８－１　現在の中標津市内線の運行ルート

・また、運行主体である阿寒バス㈱より運転手不足による運行便数の削減の打診を受け、令和４年 10 月より運行便数の削減を行っています。

・このような状況を踏まえ、利用実態や町民要望、運行主体の阿寒バス㈱の状況に対応すべく、運行ルートの見直し及び見直しによる所要時間短縮、といった効率化と利便性の両側面から中標津市内線の見直しを検討します。

・なお、見直しについては、令和５年度に見直し内容の検討を行い、令和６年度から見直した内容での運行を予定しています。

実施主体　中標津町、バス事業者　など

実施エリア　中標津市内線沿線地域

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	中標津市内線見直し内容の検討	●				
2	中標津市内線見直し内容での運行		●	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ｉ：　中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通施策②	市街地内における移動機会の確保に関する方策の検討・導入	重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応
		●			

施策実施内容

・公共交通施策①の中標津市内線の見直しにより、運行ルート外となった地域においては、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策を検討します。
・なお、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の実施に向けては、町内ハイヤー事業者と実現の有無について、継続的に協議・調整を進めます。
・ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の詳細な実施内容については、令和 5 年度の中標津市内線の見直しと併せて検討を行い、令和 6 年度から予定する中標津市内線の見直し運行に合わせての実施を予定します。
・また、ハイヤー助成券の交付については、令和 2 年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により実施可能となった、「乗用タクシーの運賃低廉化措置」を適用し、町から必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用を検討します。
・「乗用タクシーの運賃低廉化措置」の適用の検討にあたっては、全国の先行事例などを参考に、本町で実施するにあたってのスキームを作成します。

実施主体　中標津町、ハイヤー事業者　など

実施エリア　中標津市内線沿線地域

実施年度

事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
1	代替移動支援策の内容検討	●				
2	代替移動支援策のスキーム作成	●				
3	代替移送支援策の実施		●	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅱ：　自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

公共交通施策③	デマンド型交通への見直し	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
			●		

施策実施内容

・現在、農村部を中心に運行している町営バス（俣落線、武佐線、養老牛線）について、乗降調査や農村部で実施した関係者ヒアリングの結果から、利用者が小規模かつ限定されている状況がみられました。

・利用者が小規模かつ限定されている要因としては、農村部特有の散居形態が起因し、バス停から自宅までの距離が遠いなどの要因が挙げられています。

図　８－２　現在の町営バスの運行ルート

・そこで、より利用しやすいよう、予約に応じて利用者の自宅付近まで送迎を行うことが可能な予約運行型（デマンド型）交通へと転換し、農村部に居住する町民の移動手段の確保を検討します。

・詳細な運行内容については、令和５年度に検討を行いますが、運行区域については、現在、町営バスが運行している農村部を運行区域として設定し、これまでの町営バス同様に町が運行主体となり、ハイヤー事業者への運行委託を行うことを検討します。

・なお、現状の町営バス及び見直しを検討しているデマンド型交通の運行維持に向けては、町から運行維持に必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用や北海道の市町村生活バス路線運行費補助を受けながら、運行を行うことを予定します。

・また、デマンド型交通の運行に際し、車両購入が必要な場合においては、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）も活用しつつ、効率的な車両導入を行うことを予定します。

実施主体	中標津町、ハイヤー事業者　など
実施エリア	町営バス運行地域

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	デマンド型交通運行内容の検討	●				
2	デマンド型交通の運行		●	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅱ：　自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

公共交通施策④	デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用	重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応
			●	●	

施策実施内容	・公共交通施策③の実施により、町営バス路線の運行に要していた車両及び運転手といったリソースの効率化が図られることが想定され、これらリソースを公共交通施策⑤で整理する中標津市街地−計根別地区間の通学便運行への活用を検討します。 ・また、デマンド型交通への見直しによるリソース等を活用し、観光資源へのアクセスなどについても併せて検討します。 ・これらのことにより、公共交通に係る経費を大幅に増加させることなく、各種交通手段を確保できる一方で、町内交通事業者の運転手不足等の問題解決の一助となることも想定されます。
実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度	事業No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	交通事業者との協議	●	−	−	−	−
	2	庁内調整	●	−	−	−	−

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅲ：　市街地−計根別地区間における下校便等の確保

公共交通施策⑤	市街地−計根別地区間における下校便の運行	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
				●	

施策実施内容

・現在の市街地−計根別地区間の公共交通としては、阿寒バス㈱が標津標茶線を運行していますが、中標津農業高等学校では下校時間帯で高校生がバスに乗り切れないため、分散下校及び短縮授業を行っており、授業数の確保に影響が出ている状況です。

・このような状況を改善するため、公共交通施策③及び④と連動し、町営バス路線をデマンド型交通とすることで産まれることが想定される運行車両及び運転手といったリソースを活用し、市街地−計根別地区間における下校便の運行を検討します。

図　８−３　通学時間帯における広域バス路線混雑状況

・なお、下校便の運行については標津標茶線の利用者数を減少させないよう、これらの広域バス路線が運行していない空白の時間帯を想定します。

・下校便の運行については、町が運行主体となり、運行は交通事業者への委託によるものとし、運行経費については、町から運行に必要となる経費負担を行う一方で、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用など、国もしくは北海道の支援を受けながら、運行維持を行うことを想定します。

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津市街地−計根別地区間

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	運行に向けた交通事業者との協議	●				
2	運行内容の検討	●				
3	通学便の運行		●	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅲ：　市街地-計根別地区間における下校便等の確保

公共交通施策⑥	各種公共交通の接続性の確保	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
		●	●	●	●

施策実施内容

・公共交通施策①・②・③・⑤を実施していく上で、各種公共交通が接続性を持たずに運行を行うことは、利用者が利用しづらくなることから、本町で運行する公共交通間の接続性の確保を行うとともに、阿寒バス㈱及び根室交通㈱が運行する広域バス路線との接続性も確保します。

・なお、接続性を確保する地点としては、中標津市街地においては中標津町交通センター、計根別地区では計根別バス待合所を接続拠点として設定し、運行時間の検討を行います。

・また、時刻表上で接続性を確保するだけではなく、その状況を、町民をはじめとする利用者に認知してもらうことも重要となることから、令和４年に実施した中標津町交通センターの案内表示の継続的な改善及び公共交通施策⑦⑧と連動した案内機能の強化を検討します。

改善前（バスレーン掲示）

改善後（バスレーン掲示：根室交通）

図　８-４　令和４年度に実施した中標津町交通センターの案内表示の改善

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	各種公共交通間における接続性を確保した時刻設定の検討・実施	◎	◎	◎	◎	◎
2	接続拠点における案内機能強化	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅳ：　公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑦	各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
					●

施策実施内容

・公共交通を気軽に利用するための環境整備として、町内を運行する公共交通の運行路線図や運行時間帯、利用の仕方、料金などを掲載した公共交通マップの作成・提供を行い、「公共交通の見える化」を検討します。

出典：白老町

図　８－５　公共交通ガイドブックの作成事例

実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	公共交通マップの作成・提供	－	△	●	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅳ：　公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑧	中標津町交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施	重点課題１との対応	重点課題２との対応	重点課題３との対応	重点課題４との対応
					●

施策実施内容

・町内を運行する公共交通について、接近情報を視覚的に把握できるシステム（バスロケーションシステム）を導入することで、町内を運行する公共交通の運行状況の見える化を検討します。

・なお、バスロケーションシステムの導入にあたっては、既存の標準的なバス情報フォーマット（GTFS データ）を活用（必要に応じて更新）し、バスロケーションシステムの構築を検討します。

出典：函館バス㈱

図　8-6　函館バス㈱バスロケーションシステム設置事例

実施主体	中標津町、バス事業者　など
実施エリア	中標津町内

実施年度

事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
1	GTFS データの更新もしくは作成	△	●	◎	◎	◎
2	バスロケーションシステムの構築	△	●	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標ⅳ：　公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通施策⑨	持続可能な公共交通の確保･維持に向けた体制の強化	重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応
		●	●	●	●

施策実施内容	・基本的な方針及び目標の実現に向けては、各公共交通施策の実施効果や変化する社会情勢等との整合性を継続的に把握・評価をし、柔軟に本計画の見直しに活かしていくことが重要です。 ・そこで、本計画に係る協議を行ってきた「中標津町地域公共交通活性化協議会」において、公共交通施策の実施・推進状況について、評価・検証を行います。
実施主体	中標津町地域公共交通活性化協議会
実施エリア	中標津町内

実施年度	事業No.	事業事項	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	1	公共交通施策の実施・推進状況の評価・検証	●	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

別紙資料③

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の推移

【R元年度】Ｈ３０年１０月１日～R元年９月３０日
　算定式　１４，１１１人※1　×　１２０円×１．０（補正係数※2）
　　＋　２００万円　＝**３，６９３千円**
　　上限額
　　前年度との比較　　０千円

【R２年度】R元年１０月１日～R２年９月３０日
　算定式　１４，１１１人　×　１００円×１．０（補正係数）
　　＋　２２０万円　＝**３，６１１千円**
　　上限額
　　前年度との比較　　△８２千円

【R３年度】R２年１０月１日～R３年９月３０日
　算定式　１４，１１１人　×　１００円×１．０（補正係数）
　　＋　２２０万円　＝**３，６１１千円**
　　上限額
　　前年度との比較　　０千円

【R４年度】R３年１０月１日～R４年９月３０日
　算定式　１３，７１５人　×　９０円×１．０（補正係数）
　　＋　２００万円　＝**３，２３４千円**
　　上限額
　　前年度との比較　　△３７７千円

【R５年度（想定）※3】R４年１０月１日～R５年９月３０日
　算定式　１３，７１５人　×　１２０円　＋　２２０万円　　＝**３，８４５千円**
　　上限額
　　前年度との比較　　６１１千円

※１　対象人口については、次のとおり算出
　　総人口数　－　人口集中地区人口数　＝　対象人口
　　例）　Ｈ２７国勢調査：２３，７４４－９，６６３＝１４，１１１
　　R２国勢調査　：２３，０１０－９，２９５＝１３，７１５
　R３年度まではＨ２７、R４年度以降はR２国勢調査結果を基に算出。
※２　補正係数～≪人口密度１２０人未満１．０≫≪人口密度１２０人以上０．７≫
※３　R５年度中に交通計画が策定されれば、算定式が変更となる予定

別紙資料④

町営バス運行実績（Ｒ２～Ｒ４）

１　利用者数（人）

（１）俣落線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ② － ①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③ － ②	対前年比(%)
１０月	296	212	267	55	25.9	222	▲ 45	▲ 16.9
１１月	342	214	274	60	28.0	245	▲ 29	▲ 10.6
１２月	355	247	286	39	15.8	197	▲ 89	▲ 31.1
１月	197	165	218	53	32.1	157	▲ 61	▲ 28.0
２月	205	199	217	18	9.0	186	▲ 31	▲ 14.3
３月	97	196	288	92	46.9	229	▲ 59	▲ 20.5
４月	136	225	277	52	23.1	227	▲ 50	▲ 18.1
５月	125	187	294	107	57.2	322	28	9.5
６月	239	297	301	4	1.3		－	－
７月	256	237	289	52	21.9		－	－
８月	183	198	215	17	8.6		－	－
９月	221	218	300	82	37.6		－	－
合計	2,652	2,595	3,226	631	24.3	1,785	▲ 1,441	▲ 44.7

（２）武佐線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ② － ①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③ － ②	対前年比(%)
１０月	359	289	348	59	20.4	253	▲ 95	▲ 27.3
１１月	351	340	337	▲ 3	▲ 0.9	304	▲ 33	▲ 9.8
１２月	380	422	408	▲ 14	▲ 3.3	273	▲ 135	▲ 33.1
１月	240	283	332	49	17.3	236	▲ 96	▲ 28.9
２月	266	303	325	22	7.3	214	▲ 111	▲ 34.2
３月	108	302	339	37	12.3	185	▲ 154	▲ 45.4
４月	196	276	244	▲ 32	▲ 11.6	115	▲ 129	▲ 52.9
５月	107	232	234	2	0.9	179	▲ 55	▲ 23.5
６月	285	280	256	▲ 24	▲ 8.6		－	－
７月	287	239	226	▲ 13	▲ 5.4		－	－
８月	189	246	211	▲ 35	▲ 14.2		－	－
９月	293	311	295	▲ 16	▲ 5.1		－	－
合計	3,061	3,523	3,555	32	0.9	1,759	▲ 1,796	▲ 50.5

（３）養老牛線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ② － ①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③ － ②	対前年比(%)
１０月	127	110	102	▲ 8	▲ 7.3	85	▲ 17	▲ 16.7
１１月	106	100	82	▲ 18	▲ 18.0	89	7	8.5
１２月	88	117	81	▲ 36	▲ 30.8	74	▲ 7	▲ 8.6
１月	66	82	67	▲ 15	▲ 18.3	61	▲ 6	▲ 9.0
２月	97	70	38	▲ 32	▲ 45.7	88	50	131.6
３月	46	95	59	▲ 36	▲ 37.9	76	17	28.8
４月	70	86	115	29	33.7	85	▲ 30	▲ 26.1
５月	51	84	75	▲ 9	▲ 10.7	71	▲ 4	▲ 5.3
６月	122	82	95	13	15.9		－	－
７月	124	74	91	17	23.0		－	－
８月	76	85	84	▲ 1	▲ 1.2		－	－
９月	124	112	97	▲ 15	▲ 13.4		－	－
合　計	1,097	1,097	986	▲ 111	▲ 10.1	629	10	2.3

町営バス運行実績（Ｒ２～Ｒ４）

２　運行収入（円）

（１）俣落線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
１０月	64,430	33,030	51,220	18,190	55.1	34,770	▲ 16,450	▲ 32.1
１１月	57,395	30,830	29,070	▲ 1,760	▲ 5.7	50,070	21,000	72.2
１２月	44,895	47,980	39,620	▲ 8,360	▲ 17.4	20,310	▲ 19,310	▲ 48.7
１月	34,750	20,970	45,835	24,865	118.6	18,065	▲ 27,770	▲ 60.6
２月	19,695	36,780	23,150	▲ 13,630	▲ 37.1	16,085	▲ 7,065	▲ 30.5
３月	96,025	142,110	81,580	▲ 60,530	▲ 42.6	166,970	85,390	104.7
４月	27,460	43,580	51,955	8,375	19.2	26,500	▲ 25,455	▲ 49.0
５月	17,780	25,920	27,060	1,140	4.4	38,070	11,010	40.7
６月	28,880	51,635	58,845	7,210	14.0		－	－
７月	27,530	23,440	31,180	7,740	33.0		－	－
８月	36,970	49,470	54,370	4,900	9.9		－	－
９月	31,760	32,800	24,770	▲ 8,030	▲ 24.5		－	－
合計	487,570	538,545	518,655	▲ 19,890	▲ 3.7	370,840	▲ 147,815	▲ 28.5

（２）武佐線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
１０月	62,710	43,980	31,580	▲ 12,400	▲ 28.2	37,920	6,340	20.1
１１月	42,210	58,400	62,510	4,110	7.0	56,060	▲ 6,450	▲ 10.3
１２月	107,670	46,160	50,190	4,030	8.7	31,240	▲ 18,950	▲ 37.8
１月	39,940	42,720	39,440	▲ 3,280	▲ 7.7	38,540	▲ 900	▲ 2.3
２月	39,320	28,080	46,830	18,750	66.8	21,010	▲ 25,820	▲ 55.1
３月	18,860	48,040	45,950	▲ 2,090	▲ 4.4	28,070	▲ 17,880	▲ 38.9
４月	46,560	35,370	25,600	▲ 9,770	▲ 27.6	25,180	▲ 420	▲ 1.6
５月	17,440	24,180	51,150	26,970	111.5	25,000	▲ 26,150	▲ 51.1
６月	37,130	38,470	23,860	▲ 14,610	▲ 38.0		－	－
７月	41,450	29,120	33,280	4,160	14.3		－	－
８月	15,570	31,290	25,080	▲ 6,210	▲ 19.8		－	－
９月	47,920	41,580	55,130	13,550	32.6		－	－
合計	516,780	467,390	490,600	23,210	5.0	263,020	▲ 227,580	▲ 46.4

（３）養老牛線

月	R1.10～R2.9	R2.10～R3.9 ①	R3.10～R4.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R4.10～R5.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
１０月	19,290	8,875	21,640	12,765	143.8	14,115	▲ 7,525	▲ 34.8
１１月	11,730	9,235	44,585	35,350	382.8	28,865	▲ 15,720	▲ 35.3
１２月	12,010	14,795	14,535	▲ 260	▲ 1.8	8,050	▲ 6,485	▲ 44.6
１月	10,350	15,540	14,730	▲ 810	▲ 5.2	6,680	▲ 8,050	▲ 54.7
２月	12,415	15,375	8,920	▲ 6,455	▲ 42.0	9,670	750	8.4
３月	10,355	32,420	13,135	▲ 19,285	▲ 59.5	10,060	▲ 3,075	▲ 23.4
４月	9,735	14,610	21,980	7,370	50.4	24,230	2,250	10.2
５月	7,945	18,420	10,400	▲ 8,020	▲ 43.5	6,010	▲ 4,390	▲ 42.2
６月	38,890	17,205	8,805	▲ 8,400	▲ 48.8		－	－
７月	13,510	14,760	26,270	11,510	78.0		－	－
８月	9,725	20,665	11,285	▲ 9,380	▲ 45.4		－	－
９月	14,880	41,900	11,285	▲ 30,615	▲ 73.1		－	－
合　計	170,835	223,800	207,570	▲ 16,230	▲ 7.3	107,680	▲ 42,245	▲ 35.9

中標津市内線　運行実績（R2～R4）

1　利用者数（人）

月	系統名	R2年度	R3年度 ①	R4年度 ②	増減 ②－①	前年対比	R5年度 ③	増減 ③－②	前年対比
10	西町先回り	1,002	1,058	832	▲226	▲21.4 %	787	▲45	▲5.4 %
	フレスポ先回り	995	954	769	▲185	▲19.4 %	719	▲50	▲6.5 %
		1,997	2,012	1,601	▲411	▲20.4 %	1,506	▲95	▲5.9 %
11	西町先回り	1,084	1,008	957	▲51	▲5.1 %	976	19	2.0 %
	フレスポ先回り	1,045	924	803	▲121	▲13.1 %	841	38	4.7 %
		2,129	1,932	1,760	▲172	▲8.9 %	1,817	57	3.2 %
12	西町先回り	1,546	1,516	1,498	▲18	▲1.2 %	1,338	▲160	▲10.7 %
	フレスポ先回り	1,449	1,471	1,414	▲57	▲3.9 %	1,247	▲167	▲11.8 %
		2,995	2,987	2,912	▲75	▲2.5 %	2,585	▲327	▲11.2 %
1	西町先回り	964	796	853	57	7.2 %	904	51	6.0 %
	フレスポ先回り	861	724	795	71	9.8 %	732	▲63	▲7.9 %
		1,825	1,520	1,648	128	8.4 %	1,636	▲12	▲0.7 %
2	西町先回り	1,049	940	584	▲356	▲37.9 %	830	246	42.1 %
	フレスポ先回り	1,110	856	517	▲339	▲39.6 %	776	259	50.1 %
		2,159	1,796	1,101	▲695	▲38.7 %	1,606	505	45.9 %
3	西町先回り	1,056	1,400	1,168	▲232	▲16.6 %	1,113	▲55	▲4.7 %
	フレスポ先回り	1,043	1,265	1,110	▲155	▲12.3 %	1,070	▲40	▲3.6 %
		2,099	2,665	2,278	▲387	▲14.5 %	2,183	▲95	▲4.2 %
4	西町先回り	713	930	935	5	0.5 %	821	▲114	▲12.2 %
	フレスポ先回り	646	849	871	22	2.6 %	759	▲112	▲12.9 %
		1,359	1,779	1,806	27	1.5 %	1,580	▲226	▲12.5 %
5	西町先回り	597	627	890	263	41.9 %		－	－
	フレスポ先回り	598	483	795	312	64.6 %		－	－
		1,195	1,110	1,685	575	51.8 %		－	－
6	西町先回り	1,514	1,294	1,266	▲28	▲2.2 %		－	－
	フレスポ先回り	1,355	1,230	1,120	▲110	▲8.9 %		－	－
		2,869	2,524	2,386	▲138	▲5.5 %		－	－
7	西町先回り	974	758	858	100	13.2 %		－	－
	フレスポ先回り	913	746	788	42	5.6 %		－	－
		1,887	1,504	1,646	142	9.4 %		－	－
8	西町先回り	834	824	1,011	187	22.7 %		－	－
	フレスポ先回り	818	755	967	212	28.1 %		－	－
		1,652	1,579	1,978	399	25.3 %		－	－
9	西町先回り	1,414	1,138	1,296	158	13.9 %		－	－
	フレスポ先回り	1,366	1,006	1,195	189	18.8 %		－	－
		2,780	2,144	2,491	347	16.2 %		－	－
合計	西町先回り	12,747	12,289	12,148	▲141	▲1.1 %	6,769	▲5,379	▲44.3 %
	フレスポ先回り	12,199	11,263	11,144	▲119	▲1.1 %	6,144	▲5,000	▲44.9 %
		24,946	23,552	23,292	▲260	▲1.1 %	12,913	▲10,379	▲44.6 %

中標津市内線　運行実績（R2～R4）

2　運行収入（円）

月	系統名	R2年度	R3年度 ①	R4年度 ②	増減 ②－①	前年対比	R5年度 ③	増減 ③－②	前年対比
10	西町先回り	133,118	140,747	110,426	▲30,321	▲21.5 %	105,312	▲5,114	▲4.6 %
	フレスポ先回り	132,120	127,618	102,782	▲24,836	▲19.5 %	96,229	▲6,553	▲6.4 %
		265,238	268,365	213,208	▲55,157	▲20.6 %	201,541	▲11,667	▲5.5 %
11	西町先回り	144,033	134,048	125,644	▲8,404	▲6.3 %	128,007	2,363	1.9 %
	フレスポ先回り	139,051	123,196	105,642	▲17,554	▲14.2 %	109,892	4,250	4.0 %
		283,084	257,244	231,286	▲25,958	▲10.1 %	237,899	6,613	2.9 %
12	西町先回り	208,772	205,764	200,595	▲5,169	▲2.5 %	183,038	▲17,557	▲8.8 %
	フレスポ先回り	195,967	199,631	189,381	▲10,250	▲5.1 %	171,027	▲18,354	▲9.7 %
		404,739	405,395	389,976	▲15,419	▲3.8 %	354,065	▲35,911	▲9.2 %
1	西町先回り	128,532	106,564	104,336	▲2,228	▲2.1 %	118,958	14,622	14.0 %
	フレスポ先回り	114,933	96,828	96,870	42	0.0 %	96,412	▲458	▲0.5 %
		243,465	203,392	201,206	▲2,186	▲1.1 %	215,370	14,164	7.0 %
2	西町先回り	139,270	124,895	76,236	▲48,659	▲39.0 %	107,888	31,652	41.5 %
	フレスポ先回り	147,449	113,575	67,289	▲46,286	▲40.8 %	100,867	33,578	49.9 %
		286,719	238,470	143,525	▲94,945	▲39.8 %	208,755	65,230	45.4 %
3	西町先回り	139,197	190,824	159,175	▲31,649	▲16.6 %	151,491	▲7,684	▲4.8 %
	フレスポ先回り	137,350	173,586	151,418	▲22,168	▲12.8 %	145,773	▲5,645	▲3.7 %
		276,547	364,410	310,593	▲53,817	▲14.8 %	297,264	▲13,329	▲4.3 %
4	西町先回り	95,410	122,380	119,013	▲3,367	▲2.8 %	107,264	▲11,749	▲9.9 %
	フレスポ先回り	87,014	111,801	110,717	▲1,084	▲1.0 %	99,636	▲11,081	▲10.0 %
		182,424	234,181	229,730	▲4,451	▲1.9 %	206,900	▲22,830	▲9.9 %
5	西町先回り	80,579	85,078	115,015	29,937	35.2 %		－	－
	フレスポ先回り	80,524	66,140	102,592	36,452	55.1 %		－	－
		161,103	151,218	217,607	66,389	43.9 %		－	－
6	西町先回り	203,982	178,162	172,025	▲6,137	▲3.4 %		－	－
	フレスポ先回り	183,083	169,977	153,017	▲16,960	▲10.0 %		－	－
		387,065	348,139	325,042	▲23,097	▲6.6 %		－	－
7	西町先回り	129,830	100,723	114,555	13,832	13.7 %		－	－
	フレスポ先回り	121,740	99,923	105,252	5,329	5.3 %		－	－
		251,570	200,646	219,807	19,161	9.5 %		－	－
8	西町先回り	111,386	109,265	123,253	13,988	12.8 %		－	－
	フレスポ先回り	109,893	100,446	117,544	17,098	17.0 %		－	－
		221,279	209,711	240,797	31,086	14.8 %		－	－
9	西町先回り	191,512	156,976	177,492	20,516	13.1 %		－	－
	フレスポ先回り	182,940	139,983	164,545	24,562	17.5 %		－	－
		374,452	296,959	342,037	45,078	15.2 %		－	－
合計	西町先回り	1,705,621	1,655,426	1,597,765	▲57,661	▲3.5 %	901,958	▲695,807	▲43.5 %
	フレスポ先回り	1,632,064	1,522,704	1,467,049	▲55,655	▲3.7 %	819,836	▲647,213	▲44.1 %
		3,337,685	3,178,130	3,064,814	▲113,316	▲3.6 %	1,721,794	▲1,343,020	▲43.8 %

中標津計根別線実績（Ｒ２～Ｒ４）

１　利用者数（人）

月	Ｒ２	Ｒ３ ①	Ｒ４ ②	増減 ②－①	対前年比（%）
4	7	4	10	6	150.0
7	0	7	9	2	28.6
8	10	28	7	▲ 21	▲ 75.0
12	0	0	1	1	－
1	10	6	3	▲ 3	▲ 50.0
3	3	2	2	0	0.0
合計	30	47	32	▲ 15	▲ 31.9

２　運送収入（円）

月	Ｒ２	Ｒ３ ①	Ｒ４ ②	増減 ②－①	対前年比（%）
4	2,193	1,501	2,956	1,455	96.9
7	0	2,229	2,784	555	24.9
8	3,175	9,076	2,002	▲ 7,074	▲ 77.9
12	0	0	210	210	－
1	3,293	2,074	801	▲ 1,273	▲ 61.4
3	1,001	500	546	46	9.2
合計	9,662	15,380	9,299	▲ 6,081	▲ 39.5

３　参考（運行日数・運行回数）

月	Ｒ２		Ｒ３		Ｒ４	
	運行日数	運行回数	運行日数	運行回数	運行日数	運行回数
4	5	10	5	10	5	10
7	0	0	3	6	3	6
8	5	10	10	20	11	22
12	4	8	4	8	4	8
1	7	14	5	10	6	12
3	5	10	5	10	5	10
合計	26	52	32	64	34	68

地域公共交通確保維持改善事業の概要

国土交通省

令和5年度概算決定額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業
（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援

・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援

・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○離島航路・離島航空路の運航

・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○エリア一括協定運行 新設

・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合における長期安定的な支援

地域公共交通バリア解消促進等事業
（快適で安全な公共交通の実現）

○ バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備

○ 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新

○ 障害者用ICカードの導入　等

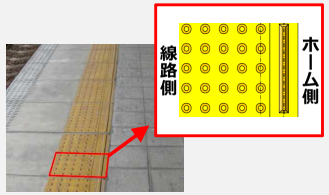

地域公共交通調査等事業
（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定）

○ 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等

○ バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

○ **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援（地域公共交通再構築調査事業） 新設

別紙資料⑤

別紙資料⑥

中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱

（設置）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

（１）　本町における地域公共交通の在り方に関すること。

（２）　交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

（３）　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

（４）　交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（５）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

（６）　町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（７）　その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会の委員は次に掲げる者により構成し、中標津町長が委嘱する。

（１）　中標津町長が指名する職員

（２）　国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局長が指名する者

（３）　北海道根室振興局長が指名する者

（４）　公共交通事業者の代表者が指名する者

（５）　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等の代表

（６）　住民又は利用者の代表

（７）　道路管理者の代表者が指名する者

（８）　北海道釧路方面中標津警察署の代表者が指名する者

（９）　その他協議会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　協議会に、次に掲げる役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　１名

（３）　監事　２名

２　会長は、中標津町副町長をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　監事は、委員の中から会長が指名する。
６　監事は、協議会の会計を監査する。
７　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（協議会の運営）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。
５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。
６　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
７　会議の案件について会長が軽微な事案と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

（協議結果の取扱い）

第７条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（部会）

第８条　協議会は、第２条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。
２　部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第９条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、中標津町町民生活部生活課内に置く。

（経費）

第10条　協議会の事業に要する経費は、中標津町からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第11条　協議会の財務処理に当たっては、中標津町の規定を準用する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年３月24 日から施行する。

（経過措置）

2　第４条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、令和６年３月31 日までとする。

（中標津町地域公共交通会議設置要綱の廃止）

3　中標津町地域公共交通会議設置要綱（平成20 年要綱第27 号）は廃止する。